

2022年11月28日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕 様

バリューマネジメント株式会社
代表取締役 他力野 淳



回答書

当社は、貴団体から2022年11月4日付で提示された「申入書」に対し、下記の通り回答申し上げます。

第1 申入れの趣旨

- 1 「ウエディング契約書」第5項中、「契約日から150日前までに」になされたキャンセル料の額を30万円とする条項の使用停止
- 2 「ウエディング契約書」第5項「キャンセル料と日程変更料」の「日数」部分「契約日から150日前」について、この期間の細分化

上記に対し、当社の改善対応としましては、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会（BIA）モデル約款準拠「契約日から150日前まで」の日数（期間）を3区分に細分化し、また、それぞれの期間にあったキャンセル料もBIAの解約料金モデルに準拠し改定いたします。

以上をもって、申入れ1および2の趣旨に対する回答とさせていただきます。

以上